

原資料から万葉集へ

——笠金村歌集と大宰府圏の歌を例に——

原 田 貞 義

はじめに——何ゆえに原資料か

第一の理由は、そこに編纂資料があるからである。歌集を編纂するに際して、典拠を掲げるといふのは実に異例のこと、後の勅撰集や私家集などには見られない万葉集の大きな特色の一つなのである。

編者が典拠を記したのは、作者判明巻の場合、作者不明歌に対する「次善の策」であつて、それだけ作品の属人特権を重視したからに他ならない。編者が作品を入手した時、既に作者が判らなくなつていたものは致し方ないとしても、典拠が判るものについては、作者の代わりに資料の名を記した。また、資料によつて作者の異なる作、姓か名の何れか一方しか記さない、例えば「山上」とか「麻呂」と記す作品などの場合も、厳密を期して資料名を載せているので

ある。

第二に、従来の万葉集の成立論は、専らいつ、誰が、どんな目的で編んだのかという観点からのみ論じられ、もつと肝要な、どんな資料を用いて編んだのかといった視点からの考察が殆どなされて来なかつたからである。歌集を編むには、何よりもまず資料という物がなければならぬし、編もうという意思すら生まれないのである。しかも、典拠が分からないのならともかく、編纂者はそれを実に懇切丁寧に記しているのである。それを無視する手はあるまい。

また、万葉集の場合、資料の持つ発言力がいかに強かつたかということは、巻々の多様な編纂法を見れば容易に判る。それが資料に着目した理由の第二である。万葉集には柿本人麻呂歌集、笠金村、高橋虫麻呂、田辺福麻呂らの歌集の外に、古集や古歌集、或本、或書、一本、一書など多

くの資料や歌集名が見えている。

因みに、万葉集の私家集である柿本朝臣人麻呂歌集や笠朝臣金村歌集というのは、人麻呂や金村の作品集という意味ではない。人麻呂や金村が集めたか、あるいは集めたと称される歌集の意である。そこが後世の私歌集と異なる点である。

そうした私家集以上に資料として重要なのは、大伴旅人に関わる「大宰府圏の歌」(神亀五年〜天平三年)と、それを継いだ旅人の異母妹坂上郎女が集めた作品集(天平三年〜十七年頃まで)、それを継承した家持の「歌日記」(天平十八年〜天平宝字三年)であろう。三人が詠んだり、蒐集した作品は、作者判明歌のほぼ三分の二近くを占めている。

第三に、資料に執する最も大きな理由として、従来の万葉集の注釈書に対する疑問がある。これまで多くの注釈書が書かれてきたが、それらは殆ど巻頭歌に始まり、家持の最後の歌まで、一首ずつ語釈し、注釈し、歌意を述べ、作者や制作事情を説明し、鑑賞して終わるというものであった。しかし、そうした方法では、万葉集の作品の制作事情や作歌意図、歌の意味すら精確に把握することができないのではないかと考えるからである。

万葉集中には、同じ時、同じ場で詠まれた歌でありなが

ら、収録巻を異にするもの、制作事情の点で密接に関係ある歌を、巻を違えて載せているものがある。天平十年八月二十日の右大臣橘家の宴の歌が、巻六と巻八秋雑歌の部に分載されているのは周知のことである。無論、「橘朝臣奈良麻呂結集宴歌十一首」(一五八一〜九二)も関連があらう。巻五の旅人や憶良の歌と他巻の歌、巻十七以前の坂上郎女や家持の歌になると、こうした例をいくつも指摘することができよう。

作品相互の関連という点で言えば、最も関係が深いのは同一作者の作品であり、同じグループ内(大宰府圏の歌など)で詠まれた歌であり、更には同じ歌集に入っていたと目される作品(笠金村歌集、虫麻呂歌集など)であろう。

それ故に作品を正しく読み解くには、互いに関連のある作品を併せて論じなければならない。そのために典拠とした資料の実態を究明し、それらの作品を編者が二十巻にどのように案配し、配列していったのか、見てゆかなければならない訳である。もともと、多くの研究者は論文という形では、これまでも幾つかの作品については既に論じてきた。

近年上梓を見た伊藤博氏の『万葉集釈注』は、作品を一首ずつ訓詁・注釈するのではなく、同時に制作されたと思われる歌、相互に関連があると目される数首の歌を一括

して論じた画期的な注釈書である。しかし、巻を越えて注釈を施すことができないのは、注釈書というものの性格上、致し方のないところであろう。

一 万葉集二十巻に用いられた資料の概要

まず、万葉集二十巻の編纂に用いられた主要な資料を以下に示しておこう。

巻一(判) 額田王メモ?、人麻呂歌集

巻二(判) 額田王メモ?、人麻呂歌集

巻三(判) 人麻呂歌集、古集?、金村歌集、赤人歌集?

巻四(判) 人麻呂歌集、古集?、金村歌集、赤人歌集?、旅人・坂上郎女歌稿

巻五(判) 旅人歌稿、憶良作歌

巻六(判) 金村歌集、赤人歌集?、旅人・坂上郎女歌稿、福麻呂歌集

巻七(不) 人麻呂集、古集、古歌集、典拠不明

巻八(判) 金村歌集、赤人歌集?、旅人・坂上郎女歌稿

巻九(判) 人麻呂歌集、古集、金村歌集、虫麻呂歌集、福麻呂歌集

巻十(不) 人麻呂歌集、典拠不明

巻十一(不) 人麻呂歌集、典拠不明

巻十二(不) 人麻呂歌集、典拠不明

巻十三(不) 人麻呂歌集、典拠不明

巻十四(不) 東歌

○巻十五(判) 遣新羅使人等歌、狭野弟上娘子と中臣宅守の贈答歌

巻十六(判・不) 各種の資料の寄せ集め

○巻十七〜二十(判) 家持歌日記

☆ (判) は作者判明歌巻、(不) は作者不明歌巻

☆ 傍線の付いた資料は、巻中における主要な資料

☆ ○印は収録作品の大半の典拠が判明する巻

編纂者が原資料を、いか様に案配し、巻中に配列したのかを考察するため、本稿では、作者判明の巻の資料の中から、「笠朝臣金村歌集」と大伴旅人の「大宰府圍の歌」の二つの資料を取り上げ、原資料から万葉集の編纂を考察することが、いかに有効な方法であるかを論じてゆくことにする。

二 金村歌(中)集出歌と万葉集

まず、万葉集所収の金村作歌と歌(中)集歌を掲げ、その特徴を挙げよう。

卷二 挽歌

靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌一首并短歌
(二三〇～二三三)

右歌笠朝臣金村歌集出

或本歌曰(二三三～二三四)

卷三 雜歌

笠朝臣金村塩津山作歌二首(三六四～三六五)

角鹿津乘船時笠朝臣金村作歌一首并短歌(三六六～三六七)

石上大夫歌一首(三六八)

右今案、石上朝臣乙麻呂任越前国守、蓋此大夫歟

和歌一首(三六九)

右作者未審、但笠朝臣金村之歌中出也

卷四 相聞

神龜元年甲子冬十月幸紀伊国之時為贈從駕人所詛娘子作
歌一首并短歌(五四三～五四五) 笠朝臣金村

二年乙丑春三月幸三香原離宮之時得娘子作歌一首并短歌
(五四六～五四八) 笠朝臣金村

卷六 雜歌

養老七年癸亥夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首
并短歌(九〇七～九〇九)

或本反歌曰(九一〇～九一二)

神龜二年乙丑夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一首
并短歌(九二〇～九二二)

(同) 冬十月幸于難波宮時笠朝臣金村作歌一首
并短歌(九二八～九三〇)

三年丙寅秋九月十五日幸於播磨国印南野時笠朝臣金村作
歌一首并短歌(九三五～九三七)

四年丁卯春正月勅諸王諸臣子等散祭於授刀寮時作歌一首
并短歌(九四八～九四九)

右神龜四年正月 數王子及諸臣子等 云云 作者未

詳

五年戊辰幸于難波宮時作歌四首(九五〇～九五三)

右笠朝臣金村之歌中出也、或云、車持朝臣千年作之
也

卷八 春相聞

天平五年癸酉春閏三月笠朝臣金村贈入唐使歌一首并短歌
(一四五三～一四五五)

同 秋雜歌

笠朝臣金村伊香山作歌二首(一五三二～一五三三)

卷九 相聞

神龜五年戊辰秋八月歌一首并短歌(一七八五～一七八
六)

天平元年己巳冬十二月歌一首并短歌(一七八七～一七八

九

右件五首笠朝臣金村之歌中出

(一) 金村作歌と「歌集(中)出」の歌は、巻二に歌集歌(長1・短2・或本歌短2)、巻三に歌中歌(短2)、作歌(長1・短3)、巻四に作歌(長2・反4)、巻六に歌中歌(短4)と作歌(長4・反8・或本反歌3)、巻八に作歌(長1・反2・短2)、巻九に歌中歌(長2・反3)という様に、作者判明の六巻に満遍なく収録されている。

計 歌集(中)歌 長歌三首・短(反)歌十一首

作歌 長歌八首・短(反)歌十九首

或本歌 反歌 五首

長歌三首、短(反)歌十首だけでは歌集の体を成さなればかりか、金村に歌集があり、そこに彼の代表作が入集していなかったと考えるのは難しいから、当然金村作歌も歌集から採録したと見るべきであろう。

(二) 歌集(中)歌と作歌の特徴は、題詞に概ね制作年月を記していることである。巻三雑歌部と巻八の秋雑歌部にそれが見えないのは巻の編纂方針に従ったものであろう。

(三) 巻三の「和歌一首」(三六九)の左注に「右作者未審 但笠朝臣金村之歌中出也」とあるが、唱和歌の片方だけ載せる筈はないから、金村集には直前の「石上大夫歌

一首」が入っていたのである。つまり、歌集には別人の作も入っていたということである。

三 卷六前半部の金村作歌と歌集(中)出歌

一(宮廷関係歌)

金村集を作歌年代順に配列すると、前半部の「宮廷関係歌」と後半部の「石上物」に分けられる。そこで歌集前半部の作品を、巻六の前半部に収録された作品を中心にして掲げると、次のようになっている。

1) (靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌一首

并短歌(巻2・二三〇〜二三二)

(左注) 右歌笠朝臣金村歌集出

或本歌曰(二三三〜三四)

2) 養老七年癸亥夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一

首并短歌(九〇七〜九〇九)

或本反歌曰(九一〇〜九一二)

3) 車持朝臣千年作歌一首并短歌(九二二〜九二四)

或本反歌曰(九一五〜九一六)

(左注) 右年月不審、但以歌類載於此次焉 或

本云 養老七年五月幸于芳野離宮之時

作

4) (神龜元年甲子冬十月幸紀伊國之時為贈從駕人所詔娘

子作歌一首并短歌(卷4・五四三〜五四五) 笠朝臣
金村)

5) 神龜元年甲子冬十月五日幸于紀伊国時山部宿禰赤人作
歌一首并短歌(九一七〜九一九)

(左注) 右年月不記 但稱從駕玉津嶋也 因今
檢注行幸年月以載之焉

6) 二年乙丑春三月幸三香原離宮之時得娘子作歌一首
并短歌(卷4・五四六〜五四八) 笠朝臣金村)

7) 神龜二年乙丑夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌一
首并短歌(九二〇〜九二三)

山部宿禰赤人作歌二首并短歌(九二三〜九二
四)

(九二五〜九二七)

(左注) 右不審先後 但以便故載於此次

8) 冬十月幸于難波宮時笠朝臣金村作歌一首并短歌(九二
八〜九三〇)

車持朝臣千年作歌一首并短歌(九三一〜九三
二)

山部宿禰赤人作歌一首并短歌(九三三〜九三
四)

9) 三年丙寅秋九月十五日幸於播磨国印南野時笠朝臣金村
作歌一首并短歌(九三五〜九三七)

山部宿禰赤人作歌一首并短歌(九三八〜九四
一)

過辛荷嶋時山部宿禰赤人作歌一首并短歌(九
四二〜九四五)

過敏馬浦時山部宿禰赤人作歌一首并短歌(九
四六〜九四七)

10) 四年丁卯春正月勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮時作歌一
首并短歌(九四八〜九四九)

(左注) 右神龜四年正月 數王子及諸臣子等
集於春日野而作打毬之樂 其日忽天陰雷雨電

(中略) 于時愾憤即作斯歌作者未詳

11) 五年戊辰幸于難波宮時作歌四首(九五〇〜九五三)

(左注) 右笠朝臣金村之歌中出也 或云車持朝
臣千年作之也

☆ (一) 内の作品は、卷六以外に収録された作品である。

この前半部の作品において注目すべきは、以下の諸点で
ある。

(一) 1) と2) の金村歌集歌や3) の千年の歌が「或
本」にも収録されていたことである。中でも3) の千年の
歌の「或本」の反歌は、本歌の反歌とは別の歌である様だ

が、左注に記す様に、同じ芳野行幸歌であるため、ここに載せたものである。

(二) 巻六の前半部の赤人と千年の歌には、作歌年月判明歌と不明歌が存在することである。3) では或本に養老七年の芳野離宮行幸歌と記されていたから載せたことあり、5) の赤人の歌の左注には、制作年月が記されていないが、玉津嶋從駕の歌であるから、行幸年月を調べて載せたと見える。こうした作品の制作時不明歌や「先後未審」とする左注は、7) と9) の赤人の歌にも見える。

(三) とところが、赤人と千年の作には作歌年月が判明していた歌もある。7) の神龜二年五月赤人作歌の左注の「右不審先後」は、赤人の二首の「先後」の意であろうから、赤人の先の作(九二三〜二五)は判明していたのである。実際、後の作は「春の茂野に」とあって、五月の歌ではない。8) の同年冬十月の千年(九三一〜三二)と赤人の難波宮行幸歌(九三三〜四一)は作歌年月に疑問がなかった。また9) の三年九月の播磨国行幸歌の赤人作歌の左注「右作歌年月未詳」とあるのは、題詞の表記法から見て、辛荷嶋を過ぎる時の歌以下の作品を指すものと見られるので、三年九月の播磨国行幸時の赤人作歌の方(九三八〜四一)は制作年月が判明していたと思われる。

(四) されば、巻六前半部の歌は複数の資料から採録され

たと見るべきで、作歌年月判明の歌は、もとより金村歌集に収録されていたものであろう。一方、作歌年月不明の歌は別の資料によったと思われる、前述の様に季節が題詞とそぐわない上に、作品の表記法も異なっている。例えば、年月不明の赤人作歌では、大君の枕詞「やすみしし」を「安見知之」(九一九・九二六)と記し、判明歌では「八隅知之」(九二三・九三八)と記しているごとくである。また、三年九月の播磨国印南野行幸歌の題詞と作品の内容が、金村作よりむしろ作歌年月判明の赤人作にふさわしいことなども論拠として挙げられよう。

もっとも、私家集に別人の作を載せるのは、当時の歌集では、ごく一般的なことであつたようである。もし、赤人集なり千年集なるものがあつたとすれば、そこに金村の作が収録されていても何ら不思議はないのである。それが金村や千年の作に「或本歌」という別伝が存在する理由であつたらう。

(五) して見ると、通常は自作には作者を記さぬ金村集に、名が記されている理由も理解できる。私家集では別人の作品には、作者を記するのが一般であつた。しかも、作品の全てが行幸從駕歌であり、金村は千年や赤人と同時に詠歌を奉呈している。それ故に作者に紛れのないように、自作にも作者を記していたと見るべきであらう。その記載法は、

作者の特異な表記法から見て、卷四の金村作のように題詞を掲げ、その下に下記のように作者を連署していたと推測される。

(神龜) 二年乙丑冬十月幸于難波宮時歌一首

并短歌

笠朝臣金村

(作品)

車持朝臣千年

(作品)

山部宿禰赤人

(六) 卷六前半部には、上記の作の外に、次の二歌群の作者不明歌も収録されている。

四年丁卯春正月勅諸王諸臣子等散禁於授刀寮時作歌一

首并短歌(九四八〜九四九)

五年戊辰幸于難波宮時作歌四首(九五〇〜九五三)

前者の作は左注によれば、四年正月、諸王諸臣子らが春日野で打毬に興じていた時、俄に空が曇り雷電がした。ところが、宮中には侍従も侍衛も打毬見物に出ていて不在であった。ために勅勘を被り、諸王諸臣子ら皆授刀寮に禁足を命じられ、外出できなくなったので、その愠憤を歌ったものであるといい、もとより作主を明らかにできる性質のものではない。左注の末尾に小字で「作者未詳」と記しているが、作品の題詞の表記法や卷六の前半部が金村歌集を資料としていること、それに表記法の類似など(例えば、「折木四哭」などの戲書など)から見て、この歌も金村歌

集に依拠したと見るべきであろう。

後者の難波宮行幸時の歌四首は、前二首が男の立場で歌われ、後二首が女の側に立つて歌われている。これらが金村の自作自演歌によるものか、それとも左注に「或云車持朝臣千年作也」とあるように、一部は金村と千年の合作であったのか不明だが、いずれにせよ実際の作主を明かしてしまつては、折角の趣向が台無しになる体の歌である。歌集の編纂者が意図的に作者を記さなかつたと見るべきであろう。

以上が金村歌集の宮廷関係歌で、その後の歌は宮廷を離れた所で詠まれている。

四 金村作歌と歌集(中) 出歌

一(羈旅歌と遣唐使に贈る歌)

金村歌集の後半部に収録されていたのは、以下の作品群であつたと思われるが、その特徴と併せて挙げておこう。

1) 神龜五年戊辰秋八月歌一首并短歌(卷9・一七八五

〜一七八六)

2) 天平元年己巳冬十二月歌一首并短歌(同・一七八七

〜一七八九)

(左注) 右件五首笠朝臣金村之歌中出

3) 笠朝臣金村伊香山作歌二首(卷8・一五三二〜一五三

三)

- 4) 笠朝臣金村塩津山作歌二首(巻3・三六四〜三六五)
5) 角鹿津乘船時笠朝臣金村作歌一首并短歌(同・三六六
〜三六七)
6) 石上大夫歌一首(同・三六八)

(左注) 右今案 石上朝臣乙麻呂任越前国守盖
此大夫賦

和歌一首(同・三六九)

- (左注) 右作者未審 但笠朝臣金村之歌中出也
7) 天平五年癸酉春閏三月笠朝臣金村贈入唐使歌一首
并短歌(巻8・一四五三〜一四五五)
8) 天平五年癸酉遣唐使船発難波入海之時親母贈子歌一首
并短歌(巻9・一七九〇〜一七九一)

(一) 神亀五年八月以降の歌は、宮中を離れ石上卿との関わりの中で歌われている。1) の神亀五年八月の作と2) の天平元年十二月の作には、なぜか題詞に作歌事情を示す記事を欠いているが、前者の反歌に

み越路の雪降る山を越えむ日は留れる吾を懸けて俣は
せ(巻9・一七八六)

とあり、越の国へと旅立つ人に対し、残された妻や家人の立場で、別離を哀惜し、越路の山を越えた後も忘れずに、

いつも心に掛けて欲しいと歌った作である。2) の作は、長歌に「……敷島の 大和の国の 石上 布留の里に 紐解かず 丸寝をすれば……」とあるので、大君の命を受け、冬の夜寒に妻を恋つつ、石上布留の里に丸寝をする侘しさを歌った歌である。

3) の伊香山は、琵琶湖の東岸の伊香郡の辺りの山、4) の塩津山は近江の国から越前に抜ける街道の右手に見える山である。5) の角鹿津は現在の敦賀湾で、作者は琵琶湖の東岸を通り、塩津山を越え、角鹿津で乗船し、越前の国において石上大夫と6) の

大船に真樞しじ抜き大君の命畏み磯廻するかも(三六八)

物部の臣の荘士は大君の任のまにまに聞くといふものぞ(三六九)

という唱和をなした作と見える。
巻三、八の作品には、編纂方針に従って題詞に制作年月を記さないが、山田孝雄氏、犬養孝氏の指摘した如く、これらは一繋がりの作品であると見るべきであろう。

つまり、越前の国に赴く石上卿を送る神亀五年秋八月の作に始まり、その後、卿を追い伊香山、塩津山を越え、角鹿津を経て越前に下り、独居の卿を励す唱和歌をなして終る、言わば「石上物」とでも称さるべき歌群だからである。

ところで、金村が親近した石上卿として、当時従五位上式部大輔の石上勝男と従五位下の乙麻呂の二人が想定される。乙麻呂は神龜元年二月に正六位下より従五位下に昇進して後、天平四年一月まで一度も昇進を見ていない。それが四年に従五位上に昇進したのは、越前守の任を終えたからであろうか。彼は同じ年の九月に丹波守に任ぜられている。

(二) 天平五年の遣唐使関係歌が金村集から採取したものであることは、元来は題詞に制作年月を記さぬ編纂方針であった巻八で、(7)のみが違例となっていることから明らかである。この季節を表す歌詞の見えぬ作を春相聞の部に載せたのは、題詞に「春閏三月」と記されていたからだが、巻四に入れるべき作品を巻八の季節歌群中に収録したのは、旅人から坂上郎女へと続く大伴氏関係の歌の中に、金村の歌一首だけを挿入する不自然さを避けたためであろう。

(8) は(7)と同時に、同所の作であり、題詞の記し様と、巻九が私家集の「落ち穂」を集めた巻であることから、金村集からの転載歌と見て間違いないまい。金村が遣唐使に関わったのは、天平四年九月に乙麻呂が丹波守に任ぜられたからで、『続紀』には任官の前日の九月四日の記事として、「使いを近江、丹波、播磨、備中等の国に遣はし、遣

唐使のために船四艘を造らしむ」と見える。金村は御津の浜に遣唐船を回送する乙麻呂に同行し、翌五年三月に難波を訪れ、そこで二作をものしたのであろう。後者に遣唐使の親母の作と見えるが、金村が遣唐使の母親になり代わって詠んだものと見るべきだろう。金村には外に従駕人に贈るために娘子から頼まれて作った歌(巻4・五四三〜五四五)もある。

以上が金村歌集から転載されたと目される作品であるが、上掲の作品の外に、別人の作で作者が判明していたため、典拠を記すことなく集中に収められた作品が他になかったとは言えない。そうした作者判明歌は、一度私家集から切り出されて集中に収められてしまえば出典が判らなくなるのである。その上、金村集の最大の特徴である題詞に記された制作年月を、巻の編纂方針によって削除されたり、金村歌集と直接繋がりを持たない場合には、それを探る手だてがないのが一般なのである。

もっとも、出典を記さなくとも、典拠が判る場合もないではない。例えば、極めて特殊な仮名を用いて作品を表記する田辺福麻呂歌集の歌がそうである。それによって巻三の雑歌の末尾近く、巻三の挽歌の末尾、巻六の石上乙麻呂の歌、巻十三の調の首の歌などが彼の歌集から取られたことが判る。それらには何れも作者が記されているが、彼ら

は福麻呂の周辺にあつた者であり、集中に増補や類同歌という形で収録されているために判つたのである。

五 金村歌集の形態

次に、原金村歌集の形態と内容について要約すれば、以下の様であつたと推測される。

(一) 金村集は題詞に干支を記して制作年月を明記していた。作歌年月が記載されていたとすれば、作品は卷十七以後の家持の歌ノートと同様に制作年月順に配列されてたと見るのが穩当だろう。集中で知られる限りでは、靈龜元年(七一五)秋九月から、天平五年(七三五)春三月まで二十年間の作を収録していたようである。

卷三雜歌部と卷八秋雜歌の金村作歌の題詞に作歌年月を欠くのは、編纂方針によるもので、それに加え、後述するように旅人の大宰府圏の歌との関係もあつたと思われる。

(二) 金村歌集には卷三と卷六で見えてきた如く、金村以外の別人の作も取められていたと考えられる。

(三) 作者の署名に関して言えば、他人の作には作者名を記していたであろうが、自作には紛らわしい場合を除いて記していなかつた。家持の歌ノートの形式で言えば、卷十九に近いものだったろう。そして、作者を記す場合は、その特異な採録法からして、卷四の様に制作年月や作歌事情

を語る題詞の下に、別して作者を記載していたものと推定される。

(四) 原金村集の題詞に制作事情を語る記述があつたか否かということだが、それらの作品にせよ、題詞に制作事情が記されていたならば、私家集の「落ち穂」集とも言うべき卷九に回されず、卷四や卷八に収録された筈である。それらは金村集にあつても例外的なものであつたと見るべきであろう。

六 金村歌集歌と万葉集への分載

最後に、上述の「金村歌(中)集歌」の作品が、万葉集の巻々にいか様に採録されているか見てゆくことにしよう。

(一) 卷三・四・五・六・八・九の関係

万葉集の巻々は各々独立に編まれたものではないし、卷一・二から三・四・五・六と順に編んでいったものでもない。古歌を集めた卷一・二は措き、特に作歌年代の重なる卷三と四、五、六、八、九の収録作品は、巻々の編纂方針に従つて選歌がなされており、所収歌の間には互いに密接なつながりがあつたからである。

ごく簡略化して言えば、作者判明歌は、1) 旅人の往復書簡集に憶良の作品を加えた特殊な作品を別して取り除き、2) 残りの作品は、雑歌と相聞歌と譬喩歌と挽歌の四つに

分類し、3) 雑歌と相聞歌は季節歌群と無季歌群に分ち、4) 無季の雑歌は作歌年代と内容によって、さらに二分したようである。その様に編纂方針を定めた上で、

ア) 巻三の雑歌の部には、巻一の雑歌と同時代の作から天平五年頃までの歌の中から、羈旅歌を中心に収め、それに天平十六年ころまでの譬喩歌、挽歌を収めた。

イ) 巻四には無季の相聞歌

ウ) 巻六には養老七年から天平十六年頃までの宮廷関係歌を中心とする無季の雑歌

エ) 巻八には有季の雑歌と相聞歌

オ) 巻九には、私家集の作品の中から、上記の諸巻から漏れた欠陥歌を収録した。

(二) 金村歌集歌と万葉集

ところで、金村の歌集歌は前述の様に、巻二の挽歌、巻三雑歌、巻四相聞、巻六雑歌、巻八春相聞と秋雑歌、巻九相聞の六巻、七部に分割して収録されている。

ア) 巻六の前半部に金村歌集歌を据えたのは、作品の題詞に制作年月を明記していたからである。作者判明歌巻においては、作品を年代順に配列するのを基本的な方針としてきた編纂者が食指を動かされない筈はないのである。加えて、金村が神龜年中から天平前期の代表的な歌人である赤人や千年等と交渉を持ち、一時は

共に行幸に従駕して多くの作品を残していたからであろう。とはいえ、歌集には相聞歌や挽歌も入っていたし、金村の歌集歌だけで一巻とするには足りなかった。イ) 巻二の志貴皇子挽歌は金村集中唯一の挽歌であり、巻三の挽歌部に収録しても支障がなかった。それを巻二の巻末に採録したのは、それが他ならぬ志貴皇子の挽歌であつたからであろう。

ウ) 巻三雑歌部には、金村作歌と歌中歌の中から無季の羈旅歌を採録した。巻三の雑歌部所収歌は、初発の人麻呂作歌と旅人の吉野従駕の作など数首を除いて、羈旅歌によって占められており、同じ雑歌でも巻六とは違い行幸従駕の作は少ない。

エ) 巻四の相聞歌の作品が「原金村集」の姿を垣間見せる特異な採録の仕方を見ていることは前述の通りである。

オ) 巻八の春相聞部の金村作歌には季節を示す語はなく、本来は巻四に収められるべき作である。それを敢えて巻八に載せたのは、題詞に閏三月の作と明記されていたからだ、旅人から家持へと移行する大伴氏関係歌群の中に、一首だけ金村の作を挿入する不調和を考慮しての処置であろう。巻三と同時の作の中から二首だけを巻八秋雑歌に収録したのは「芽子」が詠まれてい

たからである。

カ) 卷九の相聞部に歌中出歌が収録されたのは、題詞に作歌年月だけが記されていたからで、私家集の欠陥歌集として卷九に回されたのであろう。歌中出歌に続く天平五年の作には、遣唐使の「親母」の作と記しているので典拠を掲げてはいない。典拠を示すのは、作者不明歌に対する次善の策だからである。

以上が、金村歌集歌が巻々に分載された理由であったと推測される。

七 大宰府圏の歌の範囲

次いで、万葉集の原資料の一つとして、金村歌集の歌と作歌年代の上で殆ど重複する大伴旅人の「大宰府圏の歌」の資料の形態を考察し、それらがいか様に巻々に収められているか見てゆくことにしよう。

大宰府圏の歌は、その中核を成す巻五が憶良の歌集に拠ったという説があり、蒐集者に憶良を推す説があるため、旅人の大宰の帥時代から天平三年没までの作に、天平五年没の憶良の作品までを加えると、九十五歌群、長・短歌の合計は二百四十三首になる。そこから旅人没後の憶良らの作、長歌五首・短歌三十五首や旅人の筑紫着任前の長歌一首・短歌一首、旅人と別れて上京した旅人の儻従等の歌、

旅人没時の余明軍の歌などを除き、大宰帥時代から没年までの旅人と直接・間接的に関わりのある作品だけに限っても、七十八歌群、長歌六首、短歌百八十一首と、これも膨大な数になる。

それらの作品は巻一・二と巻九、巻十八以下の三巻を除き、巻三、四、五、六、八、十六、十七の作者判明の多くの巻に採録されている。

それらの歌群の中から、まず旅人の大宰府圏の歌の特徴を挙げると、次のようになる。

(一) 作歌年代が神龜五年六月から旅人没年の天平三年七月までと極めて短い。

(二) 詠まれた場所が、ア) 大宰府、イ) 大宰府と京との往還、ウ) 大宰府と京との書簡往来、エ) 旅人の帰郷後の奈良の都、の四箇所に限られる。

(三) 制作事情を大きく分けると、ア) 亡妻哀傷歌群、イ) 宴遊詠出歌群、ウ) 書牘応返歌群、エ) その他、送別歌などとなり、いずれも大宰帥大伴旅人と密接な関係を有する。

(四) 作者と作家圏から見ると、ア) 旅人の配下の官人たち(三十三名)、イ) 旅人の僚友・知己(六名、沙弥満誓を含める)、ウ) 同族大伴家の者たち(六名、坂上郎女、大伴某、百代、四綱、三依、家持)、エ) その他(八名、

家持に献歌した資人余明軍をここに含める)の歌人たちとなる。重複する部下や知己の同伴氏三名を差し引くと、大宰府歌壇の歌人は総勢四十八名であるが、その大半は梅花の宴で一度だけ詠出した者たちである。

(五) 四グループの歌人達は、A) 旅人と直接に歌や歌文を交わすか、B) 彼の主催する集宴において出詠するか、C) 同族大伴氏の者で、旅人の周囲にあつて手厚い庇護下で歌作したか、のいずれかであり、全員が旅人と直接交渉を持つか、大宰府の旅人の身辺にあつた者たちである。

この歌圈において、旅人は歌壇の主催者の地位にあり、卷十七以降を家持歌ノートと称するならば、大宰府圏の歌を旅人ノートと名づけても、何ら不都合はない。

因みに、旅人が関わらぬ憶良作歌圏の歌として、卷五の後半部に旅人没後の大伴君熊擬歌二首以下、憶良の四歌群と詩文が収められ、卷六に憶良の沈痾之時歌、卷八に憶良の養老八年から制作年月不明の七夕歌群、卷十六に憶良作という別伝を持つ志賀白水郎歌十首など、十二歌群、長歌五首、短歌三十五首が見える。そこで注目すべきは、

ア) 旅人の帥在任中の憶良の歌は、例外なく旅人との交誼か旅人の主催する宴で詠まれているのに対し、その他の憶良の作品は、神亀年中とある志賀白水郎の歌を除き、全て旅人の帥着任前か帰京後に制作されている。

イ) 麻田陽春が憶良に贈った歌二首を除いては、他は全て憶良自身の作で、憶良が誰かに献呈したか、書簡で送ったか、彼の手元に残されていたと目される作であり、何人かが憶良の作品を方々から集めてきたと考えられる。

ことである。

こうした点から見ても、卷五の前半部の作品を含め、大宰府圏の歌は旅人の許に集められていた作品と思われ、憶良を蒐集者と見るのは当を失っているだろう。

八 卷々における大宰府圏の歌の採録情況

大宰府圏の歌と憶良の歌が万葉集の編者から特別な待遇を受けていたことは、大宰府圏の歌だけから成る卷五の一巻が編まれていることによつても知られるが、そうした例は卷十四の東歌と卷十七以降の四巻以外にはない。

ところが、こうした殊遇は卷五に限つたことではなく、卷三を始め、他の諸巻においても一貫して見られることである。その採録法は極めて意図的・作爲的で、時には強引でさえある。しかも、そうした軋轢の多くは、作歌年月の判明していた同時代の金村歌集の歌との間で生じているのである。

(一) 卷三

(ア) 雑歌の部では、大宰府圏の歌を「通観作歌一首(三二七)」に続けて、小野老の歌を先頭に、七歌群三十二首を纏めて採録している。この一括載録ということが大宰府圏の歌の基本的な載歌法である。

この雑歌の部で注目されるのは、大宰府圏の歌が、作者群のみならず、作品の素材の面でも非常に近似した、それ故に資料の同一性ということも十分に考えられる赤人や釈通観等の作品群を両断し、いわば強引に割り込む形で収められているということである。そのために金村歌集の歌は、後半の赤人らの歌の後に制作年月を取って配されている。

(イ) 譬喩歌の部でも、大宰府圏の歌を四首まとめ載せているが、ここでは制作年代の重なる作品がなかったから、雑歌部の様な問題は生じていない。

(ウ) 挽歌の部には、大宰府圏の歌を四歌群十七首収めているが、ここでは歌群中に長屋王関係の挽歌と大伴三中の作を挿入し、前後二つに分割している。長屋王関係の歌などを挿入したのは、作歌年月が判明していたからだけではなく、雑歌や相聞歌とは違い、卷三以外に作者判明の挽歌を載せる場がなかったからである。

(二) 卷四

この巻には神亀五年の金村作に続けて、大宰府圏の歌を十七歌群三十二首一括して載せている。そのため制作年代

の重なる神亀五年と天平元年の金村歌集歌は、卷九の相聞の部に回された。なお、金村が入唐使に贈った歌に至っては、天平五年の閏三月の作というだけで、卷八の春相聞の部に載せられたのである。

(三) 卷五

当巻の前半部に大宰府圏の歌の中から、旅人の往復書簡集二十八歌群を一括して載せ、後半部に憶良の作品を載せているが、この巻では大宰府圏の歌だけを載せているために、他の歌群との軋轢は生じてはいない。

(四) 卷六

この巻には金村歌集歌に続けて大宰府圏の歌十三歌群十首を纏めて載せている。ところが、作歌年代の重ならぬ神亀五年以前の作は良いとして、神亀五年以降の金村歌集歌は卷六から排除された。しかも、卷四とは事情が違い、卷六前半部は金村歌集を骨格にした巻だから事は小さくはない。卷六から追われた金村作歌の内、季節の判明する雑歌は卷八に、無季の歌は卷三に振り分けられたのは見ての通りである。

(五) 卷八

卷八の夏雑歌と秋相聞と冬雑歌の部では、作歌年代の重なる歌がないため問題はなかったが、秋雑歌の部では、何か旅人の大宰府圏の歌を前後二つに分割し、その間に金

村の伊香山の歌をはじめ、石川朝臣老人、藤原宇合、縁達師、山上憶良の七草の歌、天皇御製歌など九首の歌を挿入している。作品の内容によつたとも、制作年代順に配列したものとも思われず、不審としか言いようがない。

(六) その他の巻々

その外に大宰府圏の歌に関連する作を、巻十六と巻十七に一歌群ずつ載せている。前者の憶良作という別伝を持つ「志賀白水郎の歌」は、左注に作歌事情について詳記するが、歌の入集の経路や作者に異説の生じた因を詳らかにしない。これは憶良の手元に残されていたものであろうか。

後者は、帰京する旅人一行と別れて海路を取り入京した旅人の謙従等の作とあり、収録の場所から推すに、元來旅人の大宰府圏の歌の埒外にあつたものを、旅人関係の歌を広く探索蒐集していた家持などの目に止まり、採録されたものだろうか。

以上が、大宰府圏の採録法であるが、その載歌の特徴は、以下のように要約することができよう。

- (1) 巻五に端的に窺われる様に、可能な限り他圏の作を混えず、一括して載せているということである。
- (2) 制作時代の重なる歌がある場合は、大宰府圏の歌を最優先して収めていることである。

因みに、大宰府圏の歌の雑歌は巻三と巻五、巻八の三巻

に分載されているが、その内の書簡往来によつて成つた作は、雑歌・相聞歌・挽歌に分類することなく、また、有季・無季とも関係なく、巻五の前半部に収録している。残りの季を有する雑歌は巻八に、無季の雑歌は巻三と巻六に採録している。巻三の歌は題詞に作歌年月を欠き、巻六には作歌年月を記しているが、これは両巻の編纂方針に基づくものであろう。してみると、巻三には宴遊関係歌、巻六には府内巡遊歌と上京時の作という具合に、作品の内容の相違によつて分けたのであろうか。

九 作品登載様式から見た大宰府圏の歌

大宰府圏の歌の場合も作歌年月を記したり、記さなかつたりしているのは、他の資料と同様だが、大宰府圏の歌特有とも言うべき収録法が、各巻に共通して見られる。

(一) 作者判明歌巻でありながら、巻五の所収歌の中には作者名はおろか、題詞すら欠く作品が見えることである。しかも、「作者不明」といった注記すら見えない。

(二) 当歌壇の統率者にして、歌群の蒐集者である旅人を、中納言大伴卿、帥大伴卿、大宰帥大伴卿、大納言大伴卿、大納言大將軍大伴卿、帥老、主人といった風に記し、一貫して名前を明かさないうことである。これは極めて異例のことで、内大臣藤原卿や石上大臣、藤皇后など、自明な人物

を除き、姓のみを記す場合は、編者は推測して名前を記すか、「未詳」とか「名を欠く」と注記するのが一般なのである。

それ故、巻五の藤原房前に宛てた書状に「大伴淡等謹上」という旅人自身の署名がなければ、大宰帥大伴卿が何人であるのか、万葉集からは知る手掛かりを掴むことができなかったのである。こうした署名法を取らせたのは、編者にとって作者が余りにも自明だったからで、こうした内輪的な記載法が進むと、巻五や巻十九の様に作者の名を省略した書法を取らせることにもなるのである。

(三) 他方、旅人以外の大宰府圏の歌人たちについては、逆に官職や職掌の判る者は、可能な限り記している。それは編纂者が旅人の周囲にあつたが故に、彼らを知悉していたからに外あるまい。

(四) 作歌事情等の記載も詳細である。中でも題詞に替えて漢文序や書簡文を載せる巻五は詳しいが、その他の巻においても該歌群の記述は一体に精緻である。ただ、作歌事情や作者の記述が詳細なのは、大宰府圏の歌の特徴というより、巻二に収録された大伴田主と石川郎女の贈答歌（一二六〜一二八）など、大伴氏関係歌において総じて言える特徴でもある。

十 巻五所収歌と大宰府圏の歌

巻五の前半部の作品は作歌時代と場所と作歌事情、それに作者や作家圏など、いかなる点から見ても、他巻に収録された旅人の大宰府圏の歌と一繋がりの作であり、しかもその中核を成す作品である。ただ、巻五所収歌の載録法が他巻の大宰府圏の歌と、以下の諸点で異なっている。

(一) 巻五前半部には互いに贈答したり、送られてきた書簡文をそのままに載せている。作者によって使用する仮名を異にしているのもそのためである（巻五以外に収録された歌は、編者が書き換えたと見えて、概ね訓を主文とし、用字法もほぼ均一である）。

(二) 旅人が書簡で交わした歌は、外に沙弥満誓の歌が巻四（五七二〜五七五）などに見えるように、巻五は大宰府圏の歌の中から、単に漢倭混淆の歌文や書簡往来歌を抽出し、年代順に並べたのではない。夙く大濱巖比古氏が論じた様に、収められた作品が互いに関連を有し、いわば作品連鎖を成している点にある。それ故に、作品は内容によって雑歌、相聞歌、挽歌に分類されなかつたのである。その経緯は次のようであつたと思われる。

神亀五年の初夏、筑紫の旅人の許に「両君」から「凶事の知らせ」が届く。折しも旅人は老妻を失い、鼓盆の悲し

み沈淪している時であり、彼は凶聞に報える歌文を草して返書とする。彼は同じ歌を憶良にも示したらしく、憶良は漢文と漢詩、「日本挽歌」を制作し旅人に献呈した。それと同じ日に、彼は嘉摩郡において三首の歌を撰定し添えた。ついで、旅人は京人某と歌を交わし、藤原房前にも琴賦に模した歌文を草し、和琴に添えて送る。それに対して房前から返書が届く。その授受応酬も憶良に披露したよう、憶良は同じ弾琴に因む神功皇后伝説に取材した「詠鎮懐石歌」をもって返す。旅人が神功皇后の鮎釣りの行事を素材に「松浦河に遊ぶ歌」を制作したのはそのためである。

旅人は彼の配下の者たちに「松浦河に遊ぶ歌」に贈答歌六首を追和させた後、憶良に示す。彼も「後人追和詩三首」として華を添えた。それが帥邸で催された七夕の宴の席であったようで、憶良は三首の追和歌だけでは心ゆかなかつたと見えて、自邸に戻るや佐用姫の領巾を振った山、帯姫の御立たしの石伝説のある松浦へ自分も訪ねて見たい旨の書状を認めて旅人に送る。

巻五では、憶良の書状の前に吉田宜の書状が見えるのは、旅人が梅花の歌と松浦河歌群を京の直にも披露したからで、梅花の歌群を松浦歌群の前に載せたのは、そのためである。旅人は憶良の書簡中にあつた松浦佐用姫の歌に触発されて「領巾塵嶺歌」を詠み、「遊於松浦河歌」と同様に、漢

文序に短歌を添え、周囲の者たちに追和させた上で憶良への返書とする。折しも、旅人の大納言昇進が決り、帰京のいそぎに追われる頃であつた。饒の宴の日の一日、憶良は旅人の作に「最々後人」として二首の追和をし、同時に饒の倭歌四首と、「敢えて私懷を布ふる歌」を献呈するのである。

帰京後も旅人は筑紫在留の者たちと歌文を交したり、筑紫での交歓を京の知人らに披露していたらしく、三島王の追和歌は、そうした交遊から生まれた一首であろう。

以上が作品連鎖を成す巻五前半部の収録のあり様である。そこには伴侶を持たない作は一首もない。また、それらの連鎖歌群が誰に発し、誰に集約されたか明らかであろう。巻五前半部所収歌を、旅人側の資料とする所以である。

(三) 巻五後半部の作品は、初発の麻田陽春と憶良による贈答歌を除いて、いずれも憶良の献呈歌か独詠歌で占められており、しかも、それらの歌群相互には何ら関連もない。恐らく、編者が巻五を編んでゆく中で、憶良の異色の作に目を止め、それに心惹かれて、憶良の篋底に蔵せられていた作品や各所に散在していた歌文を蒐集し、後半部に載せたのであろう。そうした来歴の違いを映して後半部は、作品ごとに題詞や作者の記し方まで違っている。

また、同じ憶良の作品でありながら、前半部の憶良作と

は、作品ごとに使用仮名も異にしており、子細に見ると、およそ次の三つに区分される。

ア) 訓字の使用頻度は増すが、前半部の憶良作と殆んど違わない仮名を使用する作品（敬和為熊凝述其志歌と老身重病経年辛苦及思子等歌）

イ) 前半部の憶良の仮名とは異なつた仮名を使用する作品（恋男子古日歌）

ウ) 殆ど憶良用字法とは違つてゐるものの、一部に憶良用字法を見せる作品（貧窮問答歌と好去好来歌）

イ) の作品は、左注に記す様に、巻五の編纂者が憶良の歌風に似ているというので、ここに載せたもので、ここに見られる用字法は、編纂者家持のそれであろう。ウ) の歌は、何人かが憶良の作品を転写する際に、たまたま原資料の用字が残されたと見るべきであろう。それらの歌群は、いずれも憶良が他人に献呈した作であつて、彼自身が控えを残しておかぬ限り、誰かが書写して来るか、入手して来なければ、採録することができなかった作だからである。ア) の歌群は、憶良の自筆草稿として、彼の文箱に存したものと推定されている作である。

憶良の草稿の一部が手元に残されていたと目されることは、日本挽歌の反歌中に一首だけ、用字法を異にする歌（七九六）が見えることや「哀世間難住歌」の異伝が憶良

以外の者の手によつて記されていること、熊凝に和した歌に「一曰」と憶良自身の手で別伝が記されていることによつて知られる。

十一 大宰府圏の歌の資料の形態と蒐集者

では、大宰府圏の歌群の資料の原形態はどうであつたのだろうか。

「歌集」には、いかなる私撰の集、あるいは覚え書き風の集であつても、編まれた目的や理念によつて、ある種の様式と編纂形態を有するのが一般である。万葉集の私家集の場合もそれは同じである。

ところが、万葉集の大宰府圏の歌群からは、歌集の原形態を探り出し、特徴を剔出することはできない。それを編者が巻々の編纂方針に従つて、資料の原形態や特徴を完膚なきまで消し去つたためであると考えることができないのは、大宰府圏の歌群が必ずしも完全に巻々の編纂方針に従つてはいないし、他の私家集を見ても、編者が歌集の原形態や特徴を完全に消し去ることに、それほど熱心だつたとは思われないからである。

従つて、結論から言えば、万葉集に採録された時点において、大宰府圏の歌群は人麻呂や金村や虫麻呂歌集の様な、一個の歌集の体を成してはいなかつたのではないかという

ことである。それらは筆録され、蒐集され、贈答返報され
たままに保存されていたというのが、実態ではなかったか
と考える。そう推測するのは、以下のような理由と論拠に
よる。

(一) 大宰府圏の歌群は、「何の集」といった固有の呼
称を持たない。

(二) 作品の配列が定まっていなかったと推定される。

私家集の歌の一般的な配列法は、巻十七以降の家持歌日
記に見られるように、作歌年月順配列であったと思われる
が、この歌群には年月順に並べられていたと思われぬ節
がある。例えば、巻三の挽歌部の「神亀五年戊辰大宰帥大
伴卿思恋故人歌三首」である。初発の一首は左注に「別れ
て教句を経た歌」と見えるので、右の題詞の下に載せるの
は良いとして、後の二首は、左注によれば「臨近向京之時
作歌」とあるので、むしろ、この後の天平二年十二月の
「向京上道之時作歌五首」に并録されるべき作である。五
首は故人を回想し、感哀の情を発した作であり、歌の内容
から見ても何ら支障はない。これについて、伊藤博氏は神
亀五年の作から天平三年までの十一首を連作と見、これが
分割されたのは、作品に年記が入っていなかったためと解
しており、肯うべきであろうと考える。

(三) 大宰府圏の歌群の採録法や表記法に一貫性・統一

性が見られない。

同じ巻中でも、作歌年月を記すもの、記さぬもの、作主
を記載するもの、しないもの、また、作者旅人の署名法も
区々である。これは恐らく原資料を投影したものと考えら
れ、採歌法が編者に委ねられたために外あるまい。

(四) 原資料のままに採録できた。

交わされた書簡を、可能な限り贈答されたままに、巻五
前半部に載せることができたのは、歌集として整理され
り、編者の手が加わっていなかったからで、それ故に原筆
録者の用字法をそのまま留めることができたであろう。

もつとも、未整理、未編修の資料とは言っても、歌文が
雑然と書櫃に所蔵されていたわけではあるまい。かりそめ
にも、歌群を蒐集し保存しておこうと発念した者であれば、
何らかの形で——例えば、制作年代順などに——整理され
ていたと見るべきであろう。

最後に、これらの歌群の蒐集保存者として誰が最も相応
しいかと言え、やはり大伴旅人を措いては外にいまい。
それに彼の周囲の者の中から一人加えるとするれば、旅人の
妹の坂上郎女以外にはなからう。実際、その後郎女は旅人
の事業を引き継ぐ形で、彼女自身や彼女の周囲の家持や同
族大伴氏の者たちの歌、彼女の交際圏の者たちの歌を蒐集
し、家持へと引き継いでいるのである。

おわりに―万葉集の編纂資料と成立

最後に、万葉集の原資料の調査によって、何が判ったのかということである。

(一) 万葉集の作者判明歌の大半は大伴氏関係歌から成る。万葉集の作者判明歌の約七割が大伴氏関係の資料から成っている。それらは旅人の巻五の冒頭歌を皮切りに、大宰府圏の歌群が生まれ、それを引き継ぐ形で坂上郎女が歌群を集め、家持がそれを継承し、大伴氏関係歌集として形成したものであろう。

(二) 私家集の編者も大伴氏と何らかの関係を有する。著名な歌人である柿本朝臣麻呂歌集や赤人の作品集など僅かな歌集や作品を除けば、笠金村や高橋虫麻呂、田辺福麻呂などは、大伴氏と何らかの関係を持つことによつて、万葉集に作品が留められたということである。

(三) 巻中では常に大伴氏関係歌を優擧している。旅人の大宰府圏の歌のために巻五の一卷を用意し、坂上郎女関係歌のために巻八と巻四とを割いている。さらに家持の歌日記のために巻十七から巻二十の四巻を割いているが、そればかりではなく、巻三や四、六などを見ると、大伴氏関係の歌と制作時代が重なる歌がある場合には、必ず大伴氏関係の歌を率先して載せているということである。

(四) 旅人と憶良の作品の作者不記載は、作者が明白であったからである。

巻五を除き、作者判明巻に何の注記もなく、作者を記さずに載せる作は、編者がうっかり書き落としたと思われる歌が僅か三首(巻3・四一―巻8・一五七四―七五)あるだけである。それが巻五に作者を記載しない歌が集中して見えるのは、一つには意図的でもあったからだが、旅人か憶良の作であると、はつきり判っていたからであると考えられる。

万葉集の編纂者は旅人を大將軍大伴卿とか大宰帥大伴卿大納言大伴卿と記して、一度も名を明かさない。旅人という名が何かの禁忌に触れるからではなく、編纂者である家持の父だったからであらう。

(五) 巻一・二は後補されたか。万葉集の巻一・二は勅撰集であるとか、何らかの公の撰であると言われ、まず二巻が編まれ、順次巻三・四と付加されていったと見られてきた。ところが、見る通り巻一・二の編纂法は実に杜撰で、天皇の御代ごとく作品を配列しようとはしているものの、持統天皇代以降の標目の立て方が一貫せず、収録している作品の制作年代も整っていない¹²⁾。詳述は控えるが、所収歌は実に様々な資料の寄せ集めから成っていて、とても一人や数人の手になった勅撰の集な

どとは考えられない。それ故、資料の面から見ると、巻一・二は後から付加された可能性の方が高いということである。つまり、史書や家伝などと同様に、大伴氏の歌集の權威付けのために、または大伴氏の歌を和歌史の中に正統に位置づけるために、その前に古歌を載せたように見えるということである。

それを証拠立てるのが二十巻中も最も整然と編まれている巻八である。その巻のおよそ七・八割が大伴坂上郎女関係の歌から成っているのだが、それを見ると、従来言われてきたように、四季に分類された古い歌集があつて、それに郎女関係の歌を付加したのではなく、郎女関係の歌の前に由緒のある古歌を載せたと見るのが正しいからである。だから、額田王と鏡王の贈答歌が巻四と重ねて載せられたり、冒頭に志貴皇子の有名な「いはばしる」の歌を、作歌年代の古い鏡王の前に配列したのであるということがある。

(六) 家持歌日記の編纂

万葉集の巻十六以前と巻十七以後は、編纂の時代が異なるという説にも疑問がある。なぜなら、資料上から見ると、巻十七以後とそれ以前の巻の最大の相違は、巻十七以後には家持歌日記以外に、制作年代の重なる歌集や資料がなかったということだからである。それ故に、いわゆる「家持

歌日記」だけから成っているわけである。

なお、仮名表記を主とする巻十七・十八、二十巻と訓を多用した巻十九の相違についても諸説のあったところだが、それも巻五と他巻所収の大宰府圏の歌の採録法を見れば、容易に理解できよう。巻十七と十八には贈答された書簡文が多く載せられ、巻二十には国々の部領使らの記した防人の歌を記されたままに載せている。対して、巻十九には書簡による贈答歌が殆どなかったからであると見るべきであろう。

結論を言えば、万葉集二十巻は国家的な事業とか、公的な機関において、公的な目的で編まれた歌集ではなく、家持らによつて編まれた大伴氏の歌集であるということである。

以上が編纂資料から見てきた万葉集二十巻の成立に関する卑見の概要である。

注

(1) ここでは仮に旅人没後の天平三年から家持が越中に下るまでの大伴氏関係の作品を「坂上郎女の歌稿」として扱うが、その間に、郎女の作品蒐集作業を家持が受け継いだことは十分に考えられる。

(2) 「歌集」と「歌中」の表記をめぐる諸説については、

拙稿「笠朝臣金村歌集」(『万葉集の編纂資料と成立の研究』おうふう 平成14)を参照。

(3) 山田孝雄「万葉集講義三」、犬養孝『日本文学者評伝 全書 笠朝臣金村』(青梧堂 昭和19)

(4) 万葉集の私家集では、他人の作品に作者を記していたことは、巻九所収の柿本朝臣人麻呂歌集や高橋連虫麻呂歌集を見れば分かる。それ故に、田辺福麻呂歌集の作者判明歌は巻三や巻六、巻十三などに転載されたのである。

(5) 巻九が私家集の作品の中でも、制作時代が不明だったり、作者の姓名が記されていない「欠陥歌集」であることは、拙稿「巻九と私家集」(『万葉集の編纂資料と成立の研究』おうふう 平成14)を参照。

(6) 田辺福麻呂歌集の作品が特殊な仮名で表記されていることは、横山英「万葉集の用字に関する一考察」(『万葉私論』さるびあ出版 昭和41)、古屋彰「田辺福麻呂と五つの歌群」(『万葉集の表記と文字』和泉書院 平成10)を参照。

(7) 万葉集巻五が憶良側の資料に依拠したとする代表的な説は、稲岡耕二「巻五の論」(『万葉表記論』塙書房 昭和51)と伊藤博「憶良歌巻から万葉集巻五へ」(『万葉集の構造と成立 上』塙書房 昭和49)である。

(8) 大濱巖比古「巻五について考へる」(『新万葉考』大地昭和54)

(9) 巻五前半部の所収歌の作品相互の関係、および巻五後半部の作品は、編纂者が憶良の作品を蒐集して載せたも

のであることは、拙稿「万葉集巻五の編纂法」(『読み歌の成立』翰林書房 平成13)を参照。

(10) 神亀五年の挽歌三首の後の二首については、旅人は妻の逝去直後に上京したことがあったのではないかという村瀬憲夫「『日本挽歌』私考」(『名古屋大学文学部研究論集』昭和48年3月)の興味深い説もあるが、二首以外に旅人の上京を証する作が見えないことから、天平二年の帰京の際に詠んだものとみるべきだろう。

(11) 伊藤博「旅人の亡妻挽歌」(『万葉集の歌人と作品 下』塙書房 昭和50)

(12) 万葉集巻一・巻二の編纂法が杜撰で、作品も制作時代順に配列されていないことは、拙稿「万葉集の編纂研究 対する資料的視点」(『万葉集の編纂資料と成立の研究』おうふう 平成14)を参照。持統天皇以降の天皇代の標目が変わり、作品の制作年代順配列に乱れが生じたのは、編纂者が『続日本紀』を目にすることができなかつたからであつたらう。